

事務連絡
令和6年8月27日

各 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）担当者 様

こども家庭庁支援局家庭福祉課措置費係

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱
に関するQ&A（令和6年8月27日版）」について

平素より児童福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A（令和6年8月27日版）」を送付しますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内関係機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【送付資料】

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ&A
（令和6年8月27日版）」

【照会先】

こども家庭庁支援局 家庭福祉課措置費係
E-mail: kateifukushi.sochihi@cfa.go.jp

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に関するQ & A
(令和6年8月27日版)」

問1 児童入所施設措置費等における「児童」とは。

(答) 児童入所施設措置費等の対象となる児童については、児童福祉法第4条の児童にのみならず、

- ・児童福祉法第31条の規定に基づき措置延長をした者
- ・児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の対象となっている者

が含まれる。

問2 予防接種を受けているか保護者から確認が取れない場合、予防接種費において抗体検査の費用を支弁することは可能か。

(答) 虐待などのケースにより保護者からの協力が得られない場合、抗体検査に係る費用について支弁することは差し支えない。

問3 一時保護委託の一般生活費について、一時保護委託先が変更した場合、また1日から5日の保護単価を支弁できるのか。

(答) 一時保護委託の一般生活費については、生活必需品が個人所有として初日から配付できるよう、保護された初日から日数に応じて金額を設定しているものである。このため、個人所有である生活必需品を変更先に持っていけない特段の事情がある場合は、変更先においても、1日から5日の保護単価を支弁する。

問4 小規模グループケア加算について、平成30年4月1日以降に設置されるものは玄関があることが要件とされているが、通知発出前に建物の整備に取りかかっていた場合も4月1日以降に設置されるものは玄関が必要となるのか。

(答) 通知発出以前に建物の整備に取りかかった場合等については、玄関がないことはやむを得ないものである。

問5 特別育成費の対象範囲となる学校は何か。

(答) 学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）、高等専門学校（但し、入学時より3年を経過するまでとする）、専修学校（但し、高等課程に限る）及び各種学校を対象範囲とする。

問6 特別育成費が上限付きの実費となっているが、上限額は月毎で区切るのか。

(答) 特別育成費については、年間の所要経費を満たすものとして算定されており、必要に応じて数月分を支弁する等実情に応じた運用を可能としていたところ。引き続き、同じ取扱いとしており、上限月額の間年総額を限度として、所要経費を支弁されたい。

問7 実費の確認には、領収書が必要となるが、部活動費など領収書がない場合もあるがどのようにすればよいか。

(答) 必ずしも領収書である必要はなく、客観的に支出の証拠となるものを残すこと。

問8 特別育成費の対象経費に含まれるものは何か。

(答) 文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費の対象に準ずるものと考えている。

問9 特別育成費の通学のための交通費の対象となる交通手段は何か。

(答) 鉄道、バス等の公共交通機関の他、学校の許可を受けた自転車及びバイク。タクシー等、一般家庭において想定されないものは対象外。

問10 資格取得等特別加算費（特別育成費）は上限付きの実費となっているが、少額の講習等を複数受講した場合、合算して支弁することはできるか。

(答) 自立支援や就職支援を目的とするものであれば、支弁しても差し支えない。ただし、この場合であっても、1人当たりの上限額は交付要綱に定められた額とする。

問11 寒冷地手当加算は令和元年度に廃止されたが、引き続き、寒冷地手当を職員に支給することは可能か。

(答) 寒冷地手当加算については、令和元年度に事務用採暖費加算及び児童用採暖費加算と統合し、冷暖房費加算を創設したところであるが、当該加算単価にはこれまでの寒冷地手当加算分が含まれていることから、施設の実情に応じて寒冷地加算を支給することは差し支えない。

問12 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園費の取扱いはどのようになるのか。

(答) 就園に必要な経費の額から、施設等利用給付費等の額を控除した額を支弁すること。

問13 冷暖房費について、病院や警察など、表の施設種別にないところへ一時保護委託を行った場合、単価はどれを用いるのか。

(答) 病院や警察等の場合は、一時保護施設の単価を用いることとする。

問14 視力が低下した児童に対して、眼鏡同様、コンタクトレンズについても支弁対象として差し支えないか。

(答) 眼鏡及びコンタクトレンズについては、視力矯正費において支弁可能となっており、その支弁対象は、日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡及びコンタクトレンズ等（眼鏡及びコンタクトレンズの維持にかかる消耗品も対象）の購入にかかる経費であり、その際は、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、日常生活において必要な限度での実費とする。

問15 特別育成費（大学等受験支援）の対象経費である「大学等の受験にかかる経費」の範囲はどのようなものが含まれるのか。

(答) 受験料や交通費、宿泊費、願書の取寄せ、出願に要する費用等の大学等の受験に直接要する経費が対象となる。

このため、模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象とならない。

問16 特別育成費（大学等受験支援）について、（独）日本学生支援機構が同様の受験料等支援を行っているが、特別育成費（大学等受験支援）を優先して活用する必要があるか。

（答） 特別育成費（大学等受験支援）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係はなく、同一年度に両方の支援を活用することも可能である。また、支援を併用するか、一方の支援のみ活用する場合にいずれの支援を活用するかについては施設等と児童が判断することとなるため、自治体が優先関係を設定することや、一方のみの活用を求めるといった対応を行うことは差し控えられたい。

なお、同一年度に支援を併用する場合は、特別育成費（大学等受験支援）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定することになる。

問17 「通信教育」は教育費における学習塾費や特別育成費における補習費として支弁して差し支えないか。

（答） 昨今の学習塾におけるオンライン授業の普及状況等を踏まえ、通信教育（オンラインによる学習塾、タブレット端末による通信講座、その他紙媒体による通信講座など）は、教育費（学習塾費）及び特別育成費（補修費）にて支弁して差し支えない。

問18 児童自立生活援助事業の入所児童等にかかる医療費について、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等について」通知の施行について」（令和5年5月10日付こ支家第49号こども家庭庁支援局長通知）第8の6において、就労し、最初の賃金を得る月までの間を支弁対象としているが、アルバイト収入がある高校生や大学生は支弁対象となるのか。また、一度就労したが、退職し、賃金を得ていない場合支弁対象となるのか。

（答） 高校生や大学生といった学業が生活の中心である児童等について、アルバイト収入があったとしても支弁対象となる。

また、一度就職したとしても、離職し、賃金を得ていない状態になった日の属する月の翌月分の支弁から対象となる。

なお、本措置の適用は、令和6年4月1日からとする。

問19 児童養護施設等に入所する児童の携帯電話等の端末代や通信料について、措置費として支弁して差し支えないか。

（答） 携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段や緊急連絡手段として、日常生活において有用なものとなっていることを踏まえ、携帯電話等の端末代及び通信料は、一般生活費の対象として支弁して差し支えない。

また、高等学校におけるオンライン授業やオンラインを活用した課題提出等に使用する目的を持って所持する携帯電話等であれば、特別育成費（その児童の高等学校在学中における学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用）として支弁して差し支えないこととする。

なお、携帯電話の使用にあたっては、所持するかどうかも含め、子どもの年齢、利用頻度、閲覧の制限など、各施設において適切に判断いただきたい。

問 20 高等学校等に再入学（編入学）する際の費用を措置費として支弁して差し支えないか。

（答） 高等学校等に入学する際の費用については、特別育成費等で支弁（特別支援学校の高等部の場合は教育費にて支弁）しているところであるが、同一児童に対して1回限りといった制限は無いため、再入学（編入学）に際して、新たに制服等を用意する必要がある場合は、その費用についても特別育成費（入学時特別加算費）等から支弁して差し支えない。

問 21 就職支度金及び大学進学等自立生活支度金などは「措置解除」を条件としているため、措置延長しながら就職する者や、大学へ進学した者は支給対象外となるのか。

（答） 措置費における「就職支度費」及び「大学進学等自立生活支度費」は、対象となるこどもの就職・大学等への進学に際し措置解除後に必要となる当面の生活費等を支弁するものであり、措置が解除された際に支給することとされている。

これらの措置費は、就職や大学等進学した時期と措置解除するまでに期間が空いている（※）場合でも支給の対象となるため、措置延長しながら就職する方や、大学等へ進学した方についても、措置解除された際には支払うことが可能である。

※例えば18歳で就職し、措置延長となり、就業中の状態で20歳で措置解除された場合など

問 22 自立援助ホーム及びファミリーホームにおける個別対応職員加算では、対象児童等が「3人以上」の場合と「2人以下」の場合で単価が異なるが、年度途中で対象児童等が「3人以上」から「2人以下」になった場合や「2人以下」から「3人以上」になった場合には、単価を改定する必要があるのか。

（答） 年度途中で対象児童等が「3人以上」から「2人以下」になった場合でも、その年度内においては、要件を満たしているものとして引き続き加算（I）の単価を適用して差し支えない。

また、年度途中で対象児童数が「2人以下」から「3人以上」になった場合には、その増加があった日の属する月の翌月分（その月初日に増加があったときはその月分）の支弁から、加算（I）の単価に単価を改定すること。

問 23 教育費及び特別育成費の対象となる「習い事」にはどのようなものが含まれるのか。

（答） 教育費及び特別育成費の対象と「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つものについて幅広く対象とすることが可能。

また、小学生が学習塾に通う場合には、「習い事」に含めて差し支えない。